

お出かけ助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高齢者・障がい者(児)の支え合いや生きがいつくり活動を支援する団体が外出行事を行う際に使用するマイクロバス等の使用料金の負担軽減と社会参加の促進や自立支援を目的に必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成事業における対象は、次の通りに定める。

- (1) 市内で活動するミニデイ・ぷちサロンの団体
- (2) 高齢者を中心とした団体
- (3) 障がい者(児)を中心とした団体
- (4) どこからも助成を受けていない団体
- (5) 非営利で活動する団体
- (6) その他、本会の会長が特に必要と認めた団体

2 助成対象とする事業は、次の通りに定める。

- (1) 社会参加の促進や自立支援を目的とした日帰りの外出行事

(助成金の交付額及び助成回数)

第4条 助成額は、次の通りに定める額とし、予算の範囲内で助成する。

第3条の事業を実施するにあたり、使用するマイクロバス等の使用料金の半額を助成する。ただし、助成金の上限は3万円とする。

2 助成金の助成回数については、年度内3回までとする。

(助成対象期間)

第5条 この助成事業における助成対象期間は原則、当該年度の4月から2月までとする。

(申請及び結果の通知)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、第4条で規定した事業を実施する2週間前までにお出かけ助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し本会に提出するものとする。

2 本会は、申請書を精査したうえ、速やかに助成の可否について決定し、助成事業決定通知書(共通様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、事業実施後速やかにお出かけ助成事業報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)を本会へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 本会は助成交付決定後、全額を申請者へ交付する。

2 助成金は振込にて指定口座へ助成金を交付する。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第9条 申請者が活動を進めるうえでの変更または取下げが必要な場合には、申請者は助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)を本会に提出しなければならない。

2 助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)の提出があった場合には、本会は審査のうえ速やかに助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請者に通知する。

3 本会は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(様式第3号)を申請者に通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の返還)

第10条 本会の会長は、第9条3項に規定する取り消しを行った場合、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、本会の会長が定める。

附則

1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。